

(目的)

第1条 この告示は、本町における工場等の立地に適した土地及び工場等(以下「事業用地等」という。)に係る情報を登録し、これを広く提供することにより、本町への企業立地の促進及び土地の有効活用を図り、もって地域経済の発展及び雇用促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地 町の区域内に所在し、工場等を建設することができる土地であって、売却又は賃貸を予定しているものをいう。
- (2) 工場等 工場、倉庫又は事務所の用に供する建物をいう。

(事業用地等の登録要件)

第3条 登録することができる事業用地等は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 土地にあつては、1区画(一連の区画として利用可能な土地を含む。)の面積がおおむね1,000平方メートル以上であるものとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接続し、又は接続することができるものであること。ただし、分譲地内の土地を除く。
- (2) 工場等にあつては、1棟の延床面積がおおむね500平方メートル以上であるものとし、当該敷地が前号の要件を満たしていること。
- (3) 事業用地等に係る所有権、その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、売買又は賃貸の契約の時までに抹消が確実であること。
- (5) 土地の境界及び工場等の所有区分が明確であり、所有権等の権利帰属について争いが無いこと。
- (6) 法律等の規制がなく、売買、賃貸等ができること。
- (7) 現に競売に付されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が所有するものでないこと。
- (9) 宅地建物取引業者に当該物件の媒介又は代理を依頼している場合にあつては、当該業者との契約に違反するものでないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるもの
(事業用地等の登録)

第4条 事業用地等を登録しようとする者は、事業用地等登録申請書(様式第1号)により町長に申請するものとする。

2 前項の場合において、事業用地等が複数の所有者名義のときは、所有者全員の事業用地等登録同意書(様式第2号)を添えて代表者が申請するものとする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る事業用地等物件概要書(様式第3号。以下「物件概要書」という。)を作成し、事業用地等を事業用地等登録台帳(様式第4号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、当該申請を行った者に対し、様式第5号により通知するものとする。また、これを不相当と認めたときも同様とする。

(登録の変更)

第5条 前条第3項の規定により登録された内容に変更が生じたときは、遅滞なく事業用地等登録変更届(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったとき又は登録した内容との差異を認めたときは、当該登録内容を変更するとともに、その旨を前条第4項の規定による登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)に通知するものとする。

(登録台帳の運用)

第6条 町長は、登録台帳に登録した事業用地等の現況を定期的に把握し、正確な情報の管理に努めるものとする。

2 町長は、登録台帳に登録した事業用地等に係る情報を、町のホームページへの掲載その他適当と認める方法により公開するものとする。

3 物件概要書の提供を受けようとする者は、事業用地等物件概要書提供申請書(様式第7号)により町長に申請するものとする。

4 町長は、前項の規定により物件概要書の提供を求められたときは、その内容を確認の上、写しを交付するものとする。

5 町長は、前項の規定により写しを交付したときは、その旨を登録者に対し情報提供するものとする。

(交渉)

第7条 事業用地等の購入又は賃借を希望する者は、自らの責任において登録者と直接交渉

するものとする。

- 2 町長は、事業用地等に係る情報の収集及び提供のみを行うものとし、売買又は賃貸借に係る交渉及び契約については、直接これらに関与しないものとする。
- 3 町長は、当該交渉及び契約に係る一切の責任を負わないものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録者は、登録を抹消したいときは、事業用地等登録抹消届(様式第8号)により町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録を抹消するものとする。
- 3 町長は、第3条に規定する登録要件に該当しない事実が判明した場合には、その登録を抹消することができる。

(適用上の注意)

第9条 この告示の適用に当たっては、この告示以外の事業用地等の取引を妨げることをないう留意しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

